

通常融資とは違う資金調達『資本性劣後ローン』 日本政策金融公庫等で相談開始

第2次補正予算で劣後ローンの供給を中心とした企業への新たな資本増強支援策が設けられ、1兆円超が充てられました。日本政策金融公庫は「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付（新型コロナ対策資本性劣後ローン）」の概要を公表し、7月1日から事前相談を開始しました。同制度の適用は8月上旬から開始される予定です。（商工中金も窓口になる予定です）

(1) 通常の融資と何が異なるのか	通常の融資は貸借対照表では負債に位置づけられますが、「資本性劣後ローン」による融資は一定期間、資本に見なされます。資本性劣後ローンによる融資を受けた貸借対照表は「資本が増強され財務状況が改善された」と評価されます。
(2) 返済はどのようにするのか	貸付期間内は利息のみを毎月支払い、期間終了時に元本を一括で返済します。
(3) 利息（年）	・国民生活事業 1.05%～4.8% ・中小企業事業 0.5%～2.95%（注1）
(4) 融資限度額	・国民生活事業 7,200万円 ・中小企業事業 7億2,000万円（別枠）
(5) 返済期間	5年1ヵ月、10年、20年のうちいずれか
(6) 特徴	利息は高いものの、長期間にわたって元本返済が不要で、かつ財務体質を改善しながら中長期的な事業戦略に活用できる制度。

（注1）当初3年間は国民生活事業1.05%、中小企業事業0.5%。4年目以降は、直近決算の業績に応じて、貸付期間ごとに2区分の利率が適用されます。

※詳細は日本政策金融公庫ホームページ等でご確認ください。

地代・家賃（賃料）の負担が軽減する給付金 経済産業省が『家賃支援給付金』の概要を公表

経済産業省は、新型コロナウイルスの感染拡大で打撃を受けた中小企業などの家賃負担を軽減するための「家賃支援給付金」の制度概要を公表しました。

(1) 支給対象	下記①②③すべてを満たす事業者 ①資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者 ②5月～12月の売上高について、 ・1ヵ月で前年同月比▲50%以上または、 ・連続する3ヵ月の合計で前年同期比▲30%以上 ③自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払っている
(2) 給付額	法人に最大600万円、個人事業者に最大300万円を一括支給。

◎算定方法⇒申請時の直近1ヶ月における支払賃料（月額）に基づき算定した給付額（月額）の6倍

	支払賃料（月額）	給付額（月額）
法人	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円+（支払賃料の75万円の超過分×1/3） ※ただし、100万円（月額）が上限
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円超	25万円+（支払賃料の37.5万円の超過分×1/3） ※ただし、50万円（月額）が上限

※詳細は経済産業省ホームページ等でご確認ください。（申請要領等は今後公開予定です）